

取付・設置をされる方へのお願い

- 取付・設置をされる方の安全と使用者の安全確保のため、この取付・設置説明書をよくお読みになり、安全で正しい設置を行ってください。
- 本説明書は洗面化粧鏡のものです。その他のキャビネットはそれぞれに添付する取付・設置説明書をご覧ください、正しい設置を行ってください。
- この取付・設置説明書に記載されていない方法で設置され、それが原因で故障等を生じた場合は、商品の保証を致しかねますのでご注意ください。
- 設置完了後、各部の点検を行い、異常のないことを確かめてください。

安全上のご注意

- 取付・設置の前に、この「安全上のご注意」をよくお読みの上、正しく設置してください。
- 表示内容を見逃して誤った設置をしたときに生じる危害や損害の程度を、次の表示で区分し、説明しています。

 **警告** この表示の欄は「取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷を負うことが想定される危害の程度」をいう。

 **注意** この表示の欄は「取扱いを誤った場合、使用者が傷害を負うことが想定されるか、または物的損害の発生が想定される危害・損害の程度」をいう。

- お守りいただく内容の種類を、次の図記号で区分し、説明しています。



このような図記号は、製品の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号です。



このような図記号は、製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号です。

警 告

ミラーキャビネットの設置は建築壁の構造を確かめて正しく行う。



落下して、けがをするおそれがあります。

電気工事は関連する法令・規定にしたがって必ず「有資格者」が行う。



火災・感電の原因になることがあります。

コードは必ず指定の取り出し口から出す。



コードを本体と壁の間に挟み込むと発熱、火災のおそれがあります。

設置時にビスなどで電気コードを傷つけない。



電気コードを傷つけると火災のおそれがあります。

安全上のご注意（続き）

警 告

製品固定ネジを空転するまで無理に締め込まない。

落下して、けがをするおそれがあります。



注 意

取付・設置完了後は、扉のがたつきや丁番のゆるみのないことを必ず確認する。

使用中に扉が落下して、けがをするおそれがあります。



1. 取付・設置の事前確認

1-1. 設置前の確認

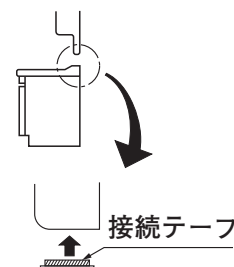
- (1) 設置部位の建築側の仕様確認
設置壁面は必ず木材などで補強されていることを確認ください。
- (2) 設置場所の水平・垂直・直角などのレベルの確認
設置場所の水平・垂直・直角などのレベルを確認し、床面上の木クズ・ゴミなどは取り除いてください。
- (3) 製品の荷受け確認
注文通りの製品が納入されているかどうか、製品の損傷・付属部品の不足はないかなどの製品の荷受け確認をしてください。

製品型式 部品名	EVM-750・900H (2面鏡：片袖鏡裏収納)	EVM-1000~1200H (3面鏡：両袖鏡裏収納)
サラタッピンネジφ4×60	4本	4本
化粧キャップ	4個	4個
接続テープ	1本	1本
取扱説明書	1部	1部
取付・設置説明書	1部	1部

2. 取付・設置手順

2-1. 化粧鏡の設置方法

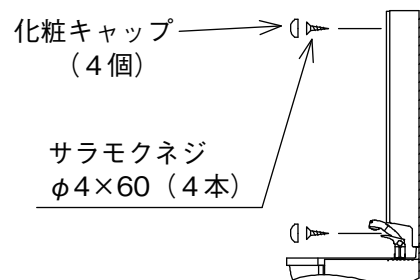
- (1) 接続テープの取付け
 - 接続テープを取付ける前に、化粧鏡下端面を清掃してください。
 - 接続テープに付いている保護紙をはがし、化粧鏡の下端面に貼り付けてください。



2. 取付・設置手順（続き）

（3）取付・設置

- 化粧鏡を洗面台の上に載せ、付属のねじを用いて、壁面に確実に固定してください。（右図参照）
- 固定後、化粧キャップをかぶせてください。



⚠ 警 告

ミラーキャビネットの設置は建築壁の構造を確かめて正しく行う。



落下して、けがをするおそれがあります。

3. 仕上げ

3-1. 本体の清掃

- （1）ちょっとした汚れは、柔らかい布などで軽く拭いてください。
- （2）汚れのひどいときは、中性洗剤をスポンジか柔らかい布に含ませて、軽く拭いた後、水拭きしてください。水拭き後は、必ず乾いた布で水分を拭きとってください。

⚠ 注 意

シンナー・ベンジンなどの溶剤で拭かない。



変色・変質するおそれがあります。

4. 点検

4-1. 安全点検

- （1）設置完了後、必ず各部の点検を行い、異常のないことを確かめてください。
 - ・蛍光灯及び曇り止めヒーターランプの点灯確認

5. 完了後の処置

5-1. 商品の養生について

- （1）製品はお引渡しまでの間、傷や汚れが付かない様、おおいをしてください。

5-2. 取扱説明書の保管・引渡し方法

- （1）製品の取扱説明書は、とりまとめて指定場所に収納（保管）し、お引渡しの際、不足のないことを確認してお客様にお渡しください。

6. 残材処理

6－1. 梱包材その他残材の処置

(1) 不要部材を処分する場合は、必ず公的認可を受けている業者に依頼してください。

株式会社 ハウステック

東京都板橋区板橋 3-9-7 板橋センタービル 〒173-0004 Tel.03-5248-5500 www.housetec.co.jp